

学校いじめ防止基本方針

豊島区立西巢鴨中学校
校長 秋庭 加恵手

いじめ防止対策推進法及び豊島区いじめ防止対策推進条例（令和元年10月30日改正）、「いじめ防止などのための基本的な方針」（令和元年10月改正）を受けて、「学校いじめ防止対策委員会」を組織的に位置付け、学校いじめ防止基本方針を以下のように定める。

1 いじめの防止

（1）基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。そのための具体的な方策として、以下の点に留意する。

- ① 周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築できるようにする。
- ② 規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係を生徒自らがつくり出していけるようにする。
- ④ 取組の検証については、日常的な行動の観察や定期的なアンケート調査等により行い、その結果に基づいて、新たな取組を定期的に検討する。
- ⑤ いじめに関する校内研修を年3回計画的に実施し、教職員の資質を高めていく。

（2）いじめの防止のための措置

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知して、教職員全体で共通理解を図る。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などでいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ いじめの加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、分かりやすい授業を進めていくことや共感的な集団づくりの構築を進め、生徒一人一人の自己存在感を高める。
- ⑤ ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、適切な行動を自ら考え、決定し、行動できるように自己指導能力を身に付けさせる。
- ⑥ すべての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、活躍の場や他人の役に立っていると感じ取ることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるようにする。
- ⑦ 生徒会等を中心として、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑧ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。

2 いじめの早期発見

（1）基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、具体的な方策として、以下の点に留意する。

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒のストレスを捉え、小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くもち、教職員間で情報を共有する。

- ③ 困難な事態への対処の仕方を身に付けさせるための指導を行う。(SOS の出し方に関する教育)

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 校長・副校長・生活指導主任・学年主任・学級主任を構成委員とする「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② 学期に2回の定期的なアンケート調査を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ 定例の諸会議と学校いじめ防止対策委員会とで連携して情報共有を共有する。
- ④ 生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるように、スクールカウンセラーと連携した教育相談体制を整備し、入学時の面談や相談窓口について周知する。
- ⑤ 新入生に対してアンケート調査による生活実態の把握を行い、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ⑥ 保護者会等でいじめについての注意喚起を行い、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ⑦ 休み時間や放課後の活動において生徒の様子に目を配り、家庭訪問や個人面談の機会を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑧ 豊島区教育委員会が年2回実施する「i-check」の結果を活用し、生徒の交友関係の把握を行い、対応につなげる。
- ⑨ 生徒のスマートフォンやクロームブックなどの利用に関するSNS学校ルールを設定し、情報モラル教育を推進する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。そのための具体的な方策として、以下の点に留意する。

- ① 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ② 指導については社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いたものとなるようにする。
- ③ 必要に応じて外部関係機関（児童相談所・子ども家庭支援センター・警察・保護司・主任児童委員・区教育委員会等）と連携して対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの措置

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつ。
- ③ 学校が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として認められるような場合は、生徒を徹底的に守り通すという観点から、警察等と連携し対応を図る。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ① いじめられた生徒への対応では、いじめられている生徒にも責任があるという考え方でなく「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝える等、スクールカウンセラーとも連携して心情に配慮した適切な対応を行い、自尊感情を高められるようにする。
- ② いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにする。
- ③ いじめられた生徒やその保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ④ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめを行ったとされる生徒から事実関係の聴取を行い、確認された場合は、複数の教職員が連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察のスクールサポーター等と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

- ② いじめを行ったとされる生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。
- ③ いじめを行ったとされる生徒の保護者に対しては、事実を連絡し、保護者の理解を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- ④ いじめを行ったとされる生徒に対する対応については、教育委員会と相談しながら進める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ② いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ③ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとり、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、警察に通報し、適切に支援を求める。
- ② セーフティ教室などの情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。